

## 各都道府県トラック協会助成金情報(2024/7/1時点)

※主に、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とアルコール検知器全般

※助成金内容について変更される可能性があるため、購入時に最寄りのトラック協会までお問い合わせください。

全日本トラック協会ホームページ：https://jta.or.jp/association/todou.html

ブロック	協会名	所在地	電話番号	FAX番号	HP URL	HP閲覧	今年度の実施	助成対象機器	助成額	申請期間・請求期限
北海道	(公社)北海道トラック協会	〒064-0809 札幌市中央区南九条西1-11-10	011-531-2215	011-521-5810	https://www.hta.or.jp/subsidy/vehicles/safety-device/	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できる機能を有するものとする。ただし、検知器は安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とするものとするが中古品・レンタル品は対象としない。	助成額:取得額の2分の1 上限額:20,000円 Gマーク加算額:+5,000円 助成上限:会員の所属地区毎の当社、支店、営業所を通じ各項目ごとに1社10台	令和7年2月28日まで
東北	(公社)青森県トラック協会	〒030-0111 青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266	http://www.aotokyo.or.jp/?page_id=12876	可	有り	紙媒体による記録やパソコン・クラウド等を利用した電子データによる記録可能な機器 据置型:アルコフェイス ST-2000、呼気アルコール検知器 ST-3000、アルコガーディアンNEXT、SV、Net ハンディ型:TR-2、AF-50 ※助成対象機種あり(独自資料) IT対応携帯型 アルコール検知器:TR-2	据置型☑ 機器費用1/2【上限】40,000円 台数上限:1事業者1台 ハンディ型 機器費用1/2【上限】10,000円 台数上限:車両台数 1/2【上限】10台 IT対応携帯型 アルコール検知器☑ 一律20,000円 車両台数1/2 台数上限:【上限】10台 ※Gマーク取得事業者に限る	令和6年4月1日から令和7年2月末日
	(公社)岩手県トラック協会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010	https://iwatokyo.or.jp/wp/?page_id=322	可	有り	紙媒体による記録、又はパソコン・クラウド等を使用し電子データでの記録が可能な機種が対象。記録可能な機種であって対象機器一覧に記載がない場合は、岩手協へ問い合わせ。	(1)ハンディ記録式 機器、管理ソフトの購入価額の1/2(千円未満切り捨て)助成上限額は120,000円/1事業者とする。 ※助成上限に達するまで申請可能 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)で、全ト協助成事業「安全装置等導入促進助成」の『IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器』に該当するアルコール検知器を購入した場合、 <b>本助成金に加えて全ト協助成事業「安全装置等導入助成」(上限20,000円/基、1事業者5基まで)も申請可能。</b> (2)据置記録式 機器、管理ソフト等の取得価額の1/2(千円未満切り捨て)助成上限額は30,000円/1台1事業者3台まで ※1営業所1台まで。購入価額には付属部品(マウスピースやSDカード等)、消耗品(記録紙当)、セットアップ費用、保守費用、センサー校正費用、送料、消費税等は含めないものとします。中古品、レンタルは対象外となります。	令和6年4月1日から令和7年2月20日まで(必着)
	(公社)宮城県トラック協会	〒984-0015 仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-2721	022-238-4336	https://www.miyatokyo.or.jp/wp/wp-content/themes/blankslate/news/josei/	可	有り	(1)ハンディタイプ(携帯) (2)卓上タイプ(設置) ①助成対象となる機器は、 該当:S T - 2 0 0 0、S T - 3 0 0 0(サンコーテクノ)、 及びこれらと同等の機能を有すると宮ト協が認めたアルコールチェッカー。	(1)ハンディタイプ(携帯) 助成金額は、購入価格(消費税を除く)の2分の1の額とする。ただし、1機あたり10,000円を上限とし、1事業者10機を限度とする。 (2)卓上タイプ(設置) ②助成金額は、購入価格(消費税を除く)の2分の1の額とする。ただし、1機あたり50,000円を上限とし、1事業者3機を限度とするが、同一事業所には1機を限度とする。助成対象は、機器本体のみとし、パソコン、プリンター、ロール紙等、周辺機器や用品は含まない。 (3)当該機器が、「安全装置等導入促進助成金交付要綱」等、他の助成金が交付される場合は、当該助成金を交付しない。	令和6年4月1日から令和7年2月28日まで
	(公社)秋田県トラック協会	〒011-0904 秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331	018-863-7354	http://www.ata.or.jp/josei/index.html#r_2	可	有り	(1)アルコール検知器(※取得価格5万円以上の機器で、検知結果が紙媒体や電子データで記録可能な機器を対象とする。)	(1)☑社あたり1台、助成限度額は20,000円。 ※取得価格には付属部品(マウスピースやSDカード等)、消耗品(記録紙当)、セットアップ費用、保守費用、センサー校正費用、送料、消費税等は含めないものとし、装置取得価格のわかる書類を提出すること。	令和6年4月1日から令和7年2月末日まで
	(公社)山形県トラック協会	〒994-0075 天童市蔵増1465-16	023-616-6135	023-616-6138	https://jta.or.jp/association/todou.html	会員専用ページ	不明			
(公社)福島県トラック協会	〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731	https://fukutora.lat37n.com/furtherance/	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器※助成対象者が、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)であること	40,000円	令和6年4月1日から令和7年2月28日	

関東	(一社)茨城県トラック協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1	029-303-6363	029-243-5936	https://www.ibatokyo.or.jp/archives/subsidy/%e5%ae%89%e5%85%a8%e8%a3%85%e7%bd%ae%e7%ad%89%e5%b0%8e%e5%85%a5%e4%bf%83%e9%80%b2%e5%8a%a9%e6%88%90%e4%ba%8b%e6%a5%ad-5	可	無し	無し ※全ト協の助成申請の窓口有り	無し	無し
	(一社)栃木県トラック協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515	028-658-6929	https://truppy.com/subsidy_list/	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、車両に装着する装置ではないが、事業用トラック1台につき1台を上限に、当該支援装置の取得価格総額の1/2(上限25,000円)を助成する。	令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
	(一社)群馬県トラック協会	〒379-2166 前橋市野中町322-1 (群馬県交通運輸会館内)	027-261-0244	027-261-7576	https://www.gta.or.jp/member/grant.html	可	有り	IT点呼システム機器 ※1会員1台 ※県内の営業所又は車庫に導入した場合に限る。 ※令和6年4月1日から令和7年2月7日までの導入・支払が対象 ※国交省の補助制度の併用可	IT点呼機器1台上限100,000円(県ト協のみ) 「IT点呼機器」は、1会員1台とし、県ト協の助成額が装置取得価格を上回らないものとし、「IT点呼機器」のほか、「遠隔点呼の実施に係る機器」(以下「遠隔点呼機器」という。)も助成対象とする。装置導入時において、1「IT点呼機器」導入の場合、国土交通省に「IT点呼に係る報告書」を提出し受付されていることを条件とし、助成対象機器は、国土交通省が実施する「過労運転防止のための機器導入に対する補助制度」で国土交通大臣が選定した機器(ITを活用した遠隔地における点呼機器)とする。②「遠隔点呼機器」導入の場合、国土交通省に「遠隔点呼の実施に係る申請書」を提出し、受付されていることを条件とする。	申請書提出期日 令和6年12月6日まで 実績報告書提出期日 令和7年2月14日まで
	(一社)群馬県トラック協会	〒379-2166 前橋市野中町322-1 (群馬県交通運輸会館内)	027-261-0244	027-261-7576	https://www.gta.or.jp/member/grant.html	可	有り	ハンディ型・記録型検知器 該当:ALCGuardianNEXT、呼気アルコール測定器ST-3000 ※その他、遠隔地型検知器の助成も有り	1台あたり、購入価格の半額(千円未満は切捨て)とする。1会員事業者あたり、150,000円を上限とする。	申請書提出期日 令和6年12月6日まで 実績報告書提出期日 令和7年2月14日まで
	(一社)埼玉県トラック協会	〒330-8506 さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2771	048-644-8080	https://www.saitokyo.or.jp/joseikin-guide/	会員専用ページ	不明			
	(一社)千葉県トラック協会	〒261-0002 千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131	043-246-7372	https://www.cta.or.jp/aidinfo/#detail-10171	可	有り	アルコール検知器協議会認定のアルコール検知器 一事業者当り、当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)までとする。	支払額(千円未満切捨て・消費税除く)までとし、上限50,000円	令和6年2月1日から令和6年12月末日
	(一社)千葉県トラック協会	〒261-0002 千葉市美浜区新港212-10	043-247-1131	043-246-7372	https://www.cta.or.jp/aidinfo/#detail-10171	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の導入に限る	車両1台につき対象装置の取得価格(消費税を除く)の1/2として、上限20,000円	令和6年4月1日から令和7年1月末日
	(一社)東京都トラック協会	〒160-0004 新宿区四谷3-1-8	03-3359-6251	03-3359-4695	https://www.totokyo.or.jp/archives/30547	可	無し	「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」※全ト協単体で助成 (1)安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り助成対象とする。 (2)「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」は、車両に装着する装置ではないが、事業用トラック1台につき1台を上限に助成対象とする。	全ト協助成額 1台につき20,000円を上限として、装置取得価格(機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、取付工賃及び消費税は取得価格に含まない。)の1/2までとする。	令和6年5月1日から令和7年3月17日まで(必着)
	(一社)神奈川県トラック協会	〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5511	045-471-9055	https://www.kta.or.jp/pub/joseikin/anzenkiki.html	可	有り	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※全ト協指定機器 ※Gマーク認定事業所のみ申請可	神ト協助成額 対象経費の1/2 上限20,000円 対象期間:令和6年3月1日～3月31日  全ト協助成額 対象経費の1/2 上限20,000円 対象期間:令和6年4月1日～7年2月28日 機器装着・購入に係る費用(本体価格、取付費用)仕入れ控除の対象となる消費税及び地方消費税は助成対象としない。	令和6年3月1日から令和7年2月28日までに安全機器等を装着及び購入し、支払いが終了したもの、又は、リースの場合はリース開始日、割賦購入の場合は支払開始日が該当するもの
	(一社)山梨県トラック協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036	https://www.yta-net.or.jp/	会員専用ページ	不明			



北陸信越	(公社)新潟県トラック協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455	https://www.nta.or.jp/member/	可	有り	①卓上型検知器(プリンターとセットで導入するもの) ②モバイル通信用機器 1. 事務所用ソフト・カメラ(事務所用ソフトと通信型卓上検知器を同時に導入する場合) 2. 車両用端末機器(ただし、ソフトを既に導入していることが確認できた事業所に増設する場合は単体助成とする。 ③携帯型検知器(営業所以外で体内アルコールの有無を確認できる携帯式のもの) ④の機器等は、会員が新潟県内で認可を受けた1営業所1基以内とする。但し、1会員5基以内とする。移動用機器②については、導入した該当営業所の認可台数以内または1会員50台以内とする。携帯型検知器③については、導入した該当営業所の認可台数以内、または1会員50台のいずれか低い額とする。	1卓上型検知器は1車載器当たり50,000円または購入価格(消費税を除く)の50パーセントのいずれか低い額(1,000円未満の端数切り捨て)とする。 ②通信型卓上機器の導入は、営業用ソフトとカメラ等をセットで購入する場合とし、ソフトについては購入価格(パソコン本体及び消費税を除く)の50パーセントまたは40,000円のいずれか低い額(1,000円未満の端数切り捨て)、通信型検知器については購入価格(消費税を除く)の50パーセントまたは10,000円のいずれか低い額(1,000円未満切り捨て)とする。 ③携帯型検知器については購入価格(消費税を除く)の50パーセントまたは3,000円のいずれか低い額(500円未満の端数切り捨て)とする。	助成の請求は、令和6年4月1日から令和7年1月31日までに装着を終え、支払いが完了した機器について、実績報告書及び営業所別申請内訳書に所定の事項を記載し、請求明細書(写)、領収書(写)等、協会が必要とする書類を添付して当該年度の2月10日までに協会に提出しなければならない
	(公社)長野県トラック協会	〒381-8556 長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155	https://www.naganota.or.jp/member/grant/	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業所が導入した場合に限る)	携帯型アルコール検知器 全ト協20,000円 県ト協50,000円 一会員当たり協会届出車両台数または上限50台とする。機器本体価格(装着料・消費税を除く)の1/2以内(千円未満は切り捨てとする。)を上限に、 <b>全ト協は20,000円を助成し、県ト協は50,000円を上限に全ト協助成の差額(千円単位)を助成する。</b>	令和6年4月1日から令和7年2月末日の間に装着を完了し、支払い等が終了したもの
	(公社)長野県トラック協会	〒381-8556 長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155	https://www.naganota.or.jp/member/grant/	可	有り	飲酒運転防止に効果のある次の機器を対象とする。 1.卓上型機器 2.モバイル通信用機器 3.携帯型検知器 但し、遠隔地検査管理用及び検査結果の記録等に必要パソコン、携帯電話等の購入費用、機器導入に伴う継続費用(マウスピース、ロール紙、フィルター等の交換に要する費用、基本契約料、通信・通話料、保守料等)については除外する。	機器本体価格の1/2以内(消費税を除く、千円未満切り捨て)とする。	令和6年4月1日から令和7年2月末日までとし、申請締切日は、令和7年3月5日とする但し、期間内であっても予算額に達した場合は終了とする
	(一社)富山県トラック協会	〒939-2708 富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600	https://www.toyamatrucking.or.jp/	不可	不明			
	(一社)石川県トラック協会	〒920-0226 金沢市栗崎町4-84-10	076-239-2511	076-239-2287	https://www.ishitokyo.or.jp/josei-detail.php#a02	可	有り	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器	車両1台につき対象装置毎に取得価格(税抜)の1/2(千円未満切り捨て・上限20,000円)	令和6年4月1日から令和7年2月28日
中部	(一社)福井県トラック協会	〒918-8115 福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136	https://www.fta.jp/user/login?destination=grant	不可	不明			
	(一社)岐阜県トラック協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773	https://www.gitokyo.or.jp/%E5%90%84%E7%A8%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E4%B8%80%E8%A6%A7-%E6%BA%96%E5%82%99%E4%B8%AD/202EF%BD%81%EF%BD%8E%E5%AE%89%E5%85%A8%E8%A3%85%E7%BD%AE%E7%AD%89/	可	有り	アルコール検知器(機器及び交換用センサー) 該当:呼気アルコール測定器ST-3000、TR-1、TR-2 (1)アルコール検知器呼気中のアルコール濃度を測定できるもので、別表に示すもの。 (2)交換用センサー (1)の対象検知器の交換用センサー (3)岐阜県内に認可を受けた営業所に令和6年3月1日から令和7年2月28日までに導入するものに限る。	機器(オプション・消耗品等含む)及びセンサーの価格【除く消費税】の3分の1(百円未満切り捨て)とし、1営業所あたり100,000円までとする。 ※但し、国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。	令和6年4月22日から令和6年12月20日
	(一社)静岡県トラック協会	〒422-8510 静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910	054-283-1917	https://www.szta.or.jp/kaiin/	不可	不明			
	(一社)愛知県トラック協会	〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞21-127	0561-76-2006	0561-76-2013	https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/shinsei106_r6/	可	無し	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※Gマーク事業者に限る	<b>全ト協のみ</b> ¥20,000円	令和6年4月1日から令和6年12月13日まで
	(一社)愛知県トラック協会	〒470-0207 みよし市福谷町西ノ洞21-127	0561-76-2006	0561-76-2013	https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/shinsei107_r6/	可	有り	ITを活用した遠隔地における点呼機器 (IT点呼・遠隔地IT点呼機器)  該当:ALCGuardianNet	機器1台当たりの助成金額は、次のとおりとする。但し、対象経費が助成金額を下回る場合は、百円単位を切り捨てた金額とする。 (1)ITを活用した遠隔地における点呼機器100,000円 (2)遠隔点呼機器100,000円 (3)自動点呼機器100,000円 点呼支援機器の種別毎の導入費用(機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップを含む。)	令和6年4月1日から令和6年12月13日まで
(一社)三重県トラック協会	〒514-8515 津市栄町1-941	059-227-6767	059-225-2095	https://santokyo.or.jp/joseikin/%e6%90%ba%e5%b8%af%e5%9e%8b%e3%82%a2%e3%83%ab%e3%82%b3%e3%83%bc%e3%83%ab%e6%a4%9c%e7%9f%a5%e5%99%a8/	可	無し	携帯型アルコール検知器 ※機器指定あり	<b>全ト協のみ</b> 1台につき20,000円	令和6年6月3日から令和7年3月31日まで	

近畿	(一社)滋賀県トラック協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015	https://www.shiga-ta.or.jp/subsidy/	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、1台につき機器の取得価格の1/2(取付工賃及び消費税は含まず、上限20,000円)(「全ト協」助成金含む)	令和6年4月1日から令和7年2月28日まで(必着)
	(一社)京都府トラック協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062	https://www.kyotruck.or.jp/%E4%BC%9A%E5%93%A1%E3%81%AE%E7%9A%86%E6%A7%98%E3%81%B8-1/%E5%90%84%E7%A8%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E5%88%B6%E5%BA%A6/	可	有り	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※Gマーク事業所が導入する場合に限る。	車両1両当たり:40,000円(全ト協20,000円・京ト協20,000円) ※取得価格の1/2上限	令和6年4月1日から令和7年3月21日
	(一社)大阪府トラック協会	〒536-0014 大阪市城東区鴨野西2-11-2	06-6965-4000	06-6965-4019	https://www.truck.or.jp/publics/index/29/	可	有り	助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた携帯型アルコール検知器(対象機器一覧表)で、令和6年4月1日以降に、新たに導入した機器とする。導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含むものとする。国、地方自治体から補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。	保有する車両1台あたり1機器、上限を20,000円とする。(購入価格の1/2で、最大20,000円)	令和6年4月1日から令和7年2月28日
	(一社)兵庫県トラック協会	〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565	https://www.hyotokyo.or.jp/member-public/j13.html	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所に限る。)	装着機器1台につき10,000円	令和6年4月1日から令和7年3月7日
	(一社)兵庫県トラック協会	〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565	https://www.hyotokyo.or.jp/member-public/j14.html	可	有り	(1)日時を含む検査結果を記録媒体へ出力する事が可能な機能を有する機器を助成対象とする (2)記録は連続的な履歴の取得が可能であること (3)申請受付期間内に検知器本体を新品で購入し、検知器本体の導入が完了していること及び支払い処理が完了していること (4)検知器本体以外のマウント台類・ソフトウェア類・オプション類・消耗品類・接続設置費用・メンテナンス費用・配送設置費用・保守費用等は助成対象外とする (5)メーカーや品番(型式)の特定は無いものとする (6)申請機器に関して他の助成金との併用は対象外とする (7)リース取引・レンタル取引・割賦取引・手形取引での購入は対象外とする	機器購入価格(消費税除く)の1/2(千円未満は切捨て)とし、150,000円を上限とする。また、事業年度中に1回までの交付を限度とし、上限台数は一事業業者あたり1台までとする。但し、助成対象機器と同等な機能を有する携帯型(又は「ハンディタイプ」と言う)を購入した場合は、事業年度中に1回までの交付を限度とし、一事業業者あたりの上限台数は指定なく、購入台数分の機器購入価格(消費税を除く)の総合計で1/2(千円未満は切捨て)且つ150,000円を上限として助成対象とする。	令和6年4月1日から令和7年3月7日
	(公社)奈良県トラック協会	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-23-1212	https://narata.or.jp/kaiin_jyosei.htm#02	可	有り	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器	30,000円/台 他助成金対象機器含め、合計1社10台	令和6年4月1日から令和7年1月31日まで
(公社)和歌山県トラック協会	〒640-8404 和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121	https://www.watokyo.org/new_s_subsidy.html	可	まだない				



中国	(一社)鳥取県トラック協会	〒680-0006 鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051	<a href="https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html">https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html</a>	可	無し	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	呼気吹込み式アルコールインターロック装置およびIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の助成金の交付額は、 <b>全ト協会計の全ト協助成金のみ</b> で20,000円を交付する。全ト協助成金は、国の補助金(安全装置等補助金のみ)が交付された装置には、交付しない。	1次受付:令和6年7月1日から令和6年8月30日
	(公社)鳥根県トラック協会	〒690-0001 松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408	<a href="https://shimane-torakyo.com/member/josei-2024/">https://shimane-torakyo.com/member/josei-2024/</a>	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器・安全性優良事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。	助成金額は、購入金額の2分の1とする。又、助成限度額は20,000円	令和6年4月1日から令和7年2月20日まで
	(一社)岡山県トラック協会	〒700-8567 岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600	<a href="https://okayama-ta.or.jp/subsidy/111/">https://okayama-ta.or.jp/subsidy/111/</a>	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	取得価格の1/2(上限20,000円、Gマーク事業所に限る)	助成の対象となる装置は、次に掲げる装置とし、令和6年4月1日から令和7年3月15日までに装着、支払いが完了したものである
	(公社)広島県トラック協会	〒732-0052 広島市東区光町2-1-18	082-264-1501	082-261-2496	<a href="https://www.torakyo-hiroshima.or.jp/member/jyosei_business.html">https://www.torakyo-hiroshima.or.jp/member/jyosei_business.html</a>	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器※IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、別に定める基準を満たす通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。前項に定めるIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。	助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置等を装着又は、導入する場合、車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格(消費税抜き)の2分の1(千円未満切り捨て)とし、20,000円を上限とする。(中古品、レンタル品は除く)	令和6年4月1日から令和7年3月6日まで
	(一社)山口県トラック協会	〒753-0812 山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070	<a href="https://www.ytruck.or.jp/%e4%bc%9a%e5%93%a1%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8/">https://www.ytruck.or.jp/%e4%bc%9a%e5%93%a1%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8/</a>	可	まだない			
四国	(一社)徳島県トラック協会	〒770-0003 徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701	<a href="https://tokushima-truck.jp/2024/04/5-1.html">https://tokushima-truck.jp/2024/04/5-1.html</a>	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。助成台数は、女性機器を合算し1事業者10台までとする。IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、通信機能を有し、または、携帯電話等通信機器と接続し、当該機器による測定結果を直ちに営業所に設置した点呼機器に送信できること。	購入価格の1/2上限20,000円/1台(全ト協) <b>※全ト協予算終了後、県ト協予算で対応</b> (※助成額は全ト協に同じ)	令和6年4月1日から令和7年3月3日まで
	(一社)香川県トラック協会	〒760-0066 高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974	<a href="https://www.kagawa-truck.jp/subsidy/">https://www.kagawa-truck.jp/subsidy/</a>	可	有り	IT点呼時に使用する携帯型アルコール検知器 ※あわせて10台まで。 ※保有車両数が50台以上(4月1日時点)の場合は20台まで	25,000円/台	申請期間一次締:令和6年6月11日から令和6年12月5日(香ト協必着)二次締:令和6年12月6日から令和7年2月7日(香ト協必着)助成対象期間一次締:令和6年2月1日から令和6年11月30日までに導入した機器が対象となります二次締:令和6年12月1日から令和7年1月31日までに導入した機器が対象となります
	(一社)愛媛県トラック協会	〒791-1114 松山市井門町1081-1	089-957-1069	089-993-5501	<a href="https://www.eta1069.jp/for_members_joseikin/">https://www.eta1069.jp/for_members_joseikin/</a>	可	有り	IT点呼機器 ※認定機種のみ ※国等との二重申請不可 (IT点呼機器はGマーク10台)	1/2(上限20,000円) 上限:5台	令和6年6月1日から令和7年2月末
	(一社)高知県トラック協会	〒781-8016 高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630	<a href="https://www.kochi-truck.jp/member/jyosei/">https://www.kochi-truck.jp/member/jyosei/</a>	可	有り	IT機器を活用した遠隔点呼用携帯アルコール検知器 条件:助成対象機種あり、Gマーク保有事業者 限度:保有車両30%	20,000円	申請期日:令和6年12月31日まで

九州	(公社)福岡県トラック協会	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7878	092-472-6439	https://hearty.or.jp/publics/index/38/#block771	可	有り	<p>①ハンディタイプ ○呼気中のアルコール濃度を測定することのできる機器</p> <p>②記録型検査機(ソフトウェア含む) ○検査結果を記録できる装置</p> <p>③遠隔地検査管理機【全ト協との協調助成あり※】 ○遠隔地での検査結果を管理するための装置(IT機器) ○アルコールインターロック装置</p> <p>※1消費税は、購入費に含めない。 ※2遠隔地検査管理機器は携帯電話等により本人を確認し計測の状況が把握できるもの。ただし携帯電話等の購入費は含めない。 ※3パソコンの購入費は含めない。 ※4記録型検査機器及び遠隔地検査管理機器は、品質が保証され保障期間が定められているなどメンテナンス機能を有する装置を対象とする。ただし、年間保守契約料、部品交換、消耗品等は助成の対象としない。 ※5アルコールインターロック装置及びIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する対象機器については、対象機器一覧参照。</p>	<p>1・検知器等1台当りの購入価格3千円(税別)以上のもので、購入価格の半額(千円未満切捨て)を助成し、10,000円を上限に助成する。 ・助成台数は、1会員当たり令和6年2月末日現在の保有車両(エンジン付車両)の50%(端数切り捨て)で、上限30台までとする。</p> <p>②・検知器等1台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、50,000円を上限に助成する。 ・助成台数は、1会員当たり1台までとする。</p> <p>③・車載用測定装置1台当りの購入価格(税別)の半額(千円未満切捨て)を助成し、10,000円を上限に助成する。 ・助成台数は、1会員当たり令和6年2月末日現在の保有車両(エンジン付車両)の20%(端数切り捨て)で、上限10台までとする。</p> <p>※全ト協との協調助成:助成額及び助成台数は、県ト協に準ずる</p>	令和6年4月1日から令和7年2月末日
	(公社)佐賀県トラック協会	〒849-0921 佐賀市高木瀬西3-1-20	0952-30-3456	0952-31-6441	http://www.satokyo.jp/main/23.html	可	有り	<p>飲酒運転防止に効果のあるアルコール検知器(付属品は除く)前項で定めるアルコール検知器については、下記の機能をいずれも有しているものでなければならない。(1)検知数値が適切に表示されること(2)表示された検知数値を機器本体で記録し、かつ、保存(印字)できること(通信タイプの場合は、受信側端末において同様の行為が可能であること)(3)常時有効な状態で保管できること</p>	<p>助成金の交付額は、機器価格の2分の1とし、1台あたりの上限は50,000円とする。ただし、端数が生じたときは、百円未満は切り捨て処理とする。1事業者に対する交付額は、100,000円を限度とする。助成台数の上限は車両保有台数とし、事務所機器は1事業所につき1台までとする。交付額には消費税を含めないものとする。</p>	助成対象期間は、原則として当該年度の2月末日までの導入分とする
	(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131 長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508	http://www.nata.or.jp/service.html#102	可	有り	IT点呼に使用するアルコール検知器	<p>機器の取得価格(税抜)の1/2(上限20,000円/台) ※上限:協会が把握する事業用貨物自動車(緑ナンバートラック)の数まで</p>	令和6年7月1日から令和6年12月20日 実績報告期限:令和7年2月21日
	(公社)長崎県トラック協会	〒851-0131 長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508	http://www.nata.or.jp/service.html#103	可	有り	<p>市販されている全てのアルコール検知器 ※協会が特定の機器を指定・推薦・斡旋することはない。</p>	<p>機器の取得価格(税抜)の1/2(上限20,000円/台) ※上限:協会が把握する事業用貨物自動車(緑ナンバートラック)の数まで</p>	令和6年7月1日から令和6年12月20日 実績報告期限:令和7年2月21日
	(公社)熊本県トラック協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194	https://kuma-ta.com/member/about_josei/j-anzen/	可	有り	IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	<p>上限:全ト協20,000円、熊ト協10,000円</p>	<p>毎事業年度4月1日から令和7年2月末日までに装置等を購入し、支払いが終了したものを対象とし、2月末日までに助成金交付請求書を熊ト協に提出するものとする</p>
	(公社)熊本県トラック協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194	https://kuma-ta.com/member/about_josei/j-arcole/	可	有り	<p>助成の対象となる装置は、「簡易型」、「記録型検査装置」及び「遠隔地検査管理装置」とし、装置は次の基準に適合すること。 (1)記録型検査装置は、検査結果を記録できること。 (2)遠隔地検査管理装置とは、国土交通大臣が定めた機器で、営業所又は車庫に設置した装置のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものとする。 (3)品質が保証され、保証期間が定められている等メンテナンス機能を有する装置を対象とすること。</p>	<p>会員事業者が新たに導入する装置に対して、熊ト協より購入費用(税別)の2分の1を交付する。 ●簡易型 10,000円上限5台 ●記録型検査装置及び遠隔地検査管理装置 30,000円上限1台</p>	<p>毎事業年度4月1日から令和7年2月末日までに装置を購入し、支払いが終了したものを対象とし、2月末日までに助成金交付請求書を協会に提出するものとする</p>
	(公社)大分県トラック協会	〒870-0905 大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591	https://www.ota.or.jp/subsidy-program/	可	有り	<p>安全装置など導入促進助成金 該当:TR-1、TR-2</p>	<p>1台につき10,000円を上限 Gマーク企業の場合、1台につき20,000円を上限 限度枠:車両台数の30%以内</p>	令和6年4月から令和7年3月15日まで
	(一社)宮崎県トラック協会	〒880-8519 宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285	https://www.mta.or.jp/member/josei/	可	有り	<p>IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。</p>	<p>助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台につき対象装置ごとに10,000円を交付する。但し、対象装置の申請台数を合算して1会員事業所あたり10台を限度とする。</p>	令和6年4月1日から令和7年3月15日までに装着したものを助成対象とする
	(公社)鹿児島県トラック協会	〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167	099-261-1169	https://www.kta.jp/kta/member/member_subsidy/	可	有り	アルコール検知器増強導入促進助成金	<p>共通:15,000円 Gマーク:30,000円 ・1事業者あたり ・購入またはリース費用の1/2(税抜)</p>	予算:500,000円まで
	(公社)沖縄県トラック協会	〒900-0001 那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591	https://okitora.or.jp/?page_id=24	可	有り	<p>IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 ※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り、助成対象とする。</p>	<p>助成金の交付額は、当該年度に新たに該当装置を車両に装着した場合、会員事業者は、1装置あたり30,000円(公益社団法人全日本トラック協会上限20,000円(但し、税抜機器価格の2分の1を上限とする。)、沖ト協10,000円)を交付し、非会員事業者は、1装置あたり1,000円(沖ト協1,000円)とする。</p>	助成金交付請求期限は装着した日の属する会計年度の1月末日までとする
(公社)沖縄県トラック協会	〒900-0001 那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591	https://okitora.or.jp/?page_id=24	可	有り	<p>携帯型:5,000円(5,000円を下回る場合は、実費相当額とする。) 据置型:5,000円(最大50,000円まで) 記録型:5,000円(最大50,000円まで) ※非会員事業者の場合別費用となる。</p>	<p>導入台数上限×5,000円(最大50,000円まで)据置・記録型:税抜導入価格の2分の1。導入台数上限×5,000円(最大50,000円まで) ※非会員事業者の場合別費用となる。</p>	助成金交付請求期限は導入した日の属する会計年度の1月末日までとする	